

コミュニティ・スクールについて

1 目的

新学習指導要領への対応をはじめ、いじめ、不登校、部活動の運営、教職員の働き方改革など、学校が抱える諸課題を克服するため、学校運営により踏み込んで地域住民が参画できる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置が必要となっている。

こうした新たな取組を担うことになる教頭については、学校運営の企画・運営をはじめ、職員の服務監督、渉外活動等、その担当業務は年々増加し、最近では授業に入ることも決して少なくない状況となっている。

そのため、コミュニティ・スクール設置に向けた取組を推進する上で、授業への対応等に係る教頭の負担軽減は必要不可欠となるため、必要な人的配置を行うもの。

2 内容

コミュニティ・スクール設置に向け、教頭が中心となり学校経営に参画する地域の人材把握をはじめ、コミュニティ・スクールの運営に係る学校間の意見交換等を進めることができる環境を整備するため、教頭の業務軽減（授業への対応他）に資する教員を配置（年間800時間 1名分）し、令和3年度までに、中学校でモデル校として1校にコミュニティ・スクールの設置を目指すもの。

3 参考

コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について

(1) 趣旨

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）に基づいた仕組み

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項

「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一つの学校運営協議会を置くことができる。」

(2) 役割

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることが可能
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べる事が可能